

千葉市衛生検査所立入検査要領

1 目的

この要領は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下「法」という。）第20条の5の規定に基づき実施する衛生検査所に対する立入検査について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象施設

法第20条の3の規定による登録を受けた衛生検査所とする。

3 立入検査

(1) 立入検査

保健所長は、法第20条の5第1項の規定により、衛生検査所の開設者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、その衛生検査所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(2) 監視指導事項

- ア 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号。以下「施行規則」という。）第12条に定める事項
- イ 法第20条の3第3項第3号に掲げる事項
- ウ 施行規則第16条に定める事項
- エ 衛生検査所指導要領（令和3年3月29日付け医政発0329第24号厚生労働省医政局長通知）に定める事項
- オ 施行規則第17条及び17条の2に定める事項
- カ 施行規則第12条第1項第5号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準（昭和56年厚生省告示第16号）に定める事項

4 事前準備

- (1) 検査日時は、精度管理専門委員と十分打ち合わせ、決定すること。
- (2) 事前に、衛生検査所の管理者に対し衛生検査所概況書を送付するとともに、立入検査日・必要書類等を伝達すること。
- (3) 衛生検査所概況書について、以下2つの条件を同時に満たす衛生検査所には様式第1号を、その他の衛生検査所には様式第2号を適用すること。
 - ア 平成30年11月30日以前に登録された衛生検査所であること。
 - イ 平成30年12月1日以降に登録変更申請を行っていない衛生検査所であること。
- (4) 下記の書類についてはあらかじめ提出させ、検査当日までに必要なチェックを行うこと。
 - ア 衛生検査所概況書
 - イ 検査案内書
 - ウ 標準作業書
 - エ 作業日誌
 - オ 施設平面図
- (5) 検査当日は、各立入職員（精度管理専門委員を含む。）に、各担当の検査に必要な箇所の衛生検査所概況書の写しを配布すること。

5 検査及び指導方法

- (1) 立入検査は、別に保健所長が定める計画に従い実施するものとする。
- (2) 立入検査は、その職権を有する職員及び精度管理専門委員の構成により行うものとする。
- (3) 立入検査に当たっては、必ず当該吏員証を携帯するものとする。
- (4) 検査終了後、講評を行うとともに、後日、立入検査結果表（様式第3号（全施設）及び様式第4号（検体検査用放射性同位元素を取扱う施設のみ））を立入検査実施施設へ送付するものとする。その際、法令等に基づき改善を要する事項について、文書指導を行うものとする。
- (5) 文書指導を実施した施設については、当該指導に基づき衛生検査所から改善報告を求めるものとする。
- (6) 適正な改善がなされていないと認められる場合は、必要な指導を行うものとする。
- (7) 保健所総務課は、登録の取消し又は業務の停止命令が必要と思われる場合は、医療政策課へ報告するものとする。

6 登録の取消し等

- (1) 保健所長は、法第20条の7の規定により、期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- (2) 市長は、法第20条の7の規定により、その登録を取り消すことができる。
- (3) (1) 又は (2) の不利益処分を執行する際は、法第20条の8の規定を遵守するものとする。

7 留意事項

- (1) 精度管理専門委員の意見を尊重し、十分な連携を図ること。
- (2) 検討を要する事項については、法的な解釈を十分に行い、必要に応じて厚生労働省等と調整を図ること。

附則

この要領は平成23年7月1日より施行する。

附則

この要領は令和8年3月4日より施行する。

衛生検査所の概況書

年 月 日現在

衛生検査所名		
衛生検査所住所		
電話	FAX	メール
開設者氏名		
開設者住所		
登録年月日	年 月 日	(最終)変更登録年月日 平成 年 月 日

1 検査内容と面積

検査分類	検査内容 (該当欄に○を記入)	面積 (該当面積を記入)
微生物学的検査	細菌培養同定検査	m ²
	薬剤感受性検査	
	病原体遺伝子検査	
血清学的検査	血清学検査	m ²
	免疫学検査	
血液学的検査	血球算定検査	m ²
	血液像検査	
	出血・凝固検査	
	細胞性免疫検査	
	染色体検査	
	生殖細胞系列遺伝子検査 体細胞遺伝子検査 (血液細胞による場合)	
病理学的検査	病理組織検査	m ²
	免疫組織化学検査	
	細胞検査	
	分子病理学的検査	
	体細胞遺伝子検査 (血液細胞によらない場合)	
寄生虫学的検査	寄生虫学的検査	m ²
生化学的検査	生化学検査	m ²
	尿・糞便等一般検査	
血清分離のみ		m ²
		事務室 m ²
		その他 m ²
		総面積 m ²

2 検査業務の状況

検査分類	受託件数※	再委託件数※	主な委託先 (上位2施設程度)
微生物学的検査			
血清学的検査			
血液学的検査			
病理学的検査			
寄生虫学的検査			
生化学的検査			
血清分離のみ			

※1ヶ月平均件数

医療機関以外からの受託状況 (上位3施設程度)

3 精度管理

(該当する□をチェック)

<p>【内部精度管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラインドテストによる精度管理が行われている。 (□はい □いいえ □該当なし) ・統計学的精度管理台帳が作成されている。 (□はい □いいえ □該当なし)
<p>【技能評価】</p> <p>(1) 微生物学的検査</p> <p>①細菌培養同定検査、薬剤感受性検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理試料等を用いて、月1回以上検査担当者の技能 (染色技術を含む。) が評価されている。 (□はい □いいえ □該当なし) ・定期的あるいはロットごとに、管理試料等を用いて、培地等 (感受性ディスク、試薬等も含む。) の活性が調べられている。 (□はい □いいえ □該当なし) ・定期的に染色液のチェックが行われている。 (□はい □いいえ □該当なし)

②病原体遺伝子検査 ・既知検体を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されている。 ・検査の工程毎に、日々検査精度のチェックが行われている。	(□はい □いいえ □該当なし) (□はい □いいえ □該当なし)
(2) 血清学的検査 ①血清学検査 ・管理試料等を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されている。 ・管理試料等を用いて、日々、血清学検査の試薬の性能が調べられている。 ・適宜、関連検査項目との関連チェックが行われている。 ②免疫学検査 ・管理試料等を用いた日々の精度管理が、自動免疫測定装置等の仕様に基づき適正に行われている。 ・適宜、関連検査項目との関連チェックが行われている。	(□はい □いいえ □該当なし) (□はい □いいえ □該当なし) (□はい □いいえ □該当なし) (□はい □いいえ □該当なし) (□はい □いいえ □該当なし)
(3) 血液学的検査 ①血球算定検査、血液像検査、出血・凝固検査 ・管理試料等を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されている。 ・管理試料等を用いて、日々、血液学的検査の試薬の性能が調べられている。 ・適宜、関連検査項目との関連チェックが行われている。 ・管理試料等を用いた日々の精度管理が、自動血球計数器や自動凝固検査装置等の仕様に基づき適正に行われている。 ②細胞性免疫検査 ・管理試料等を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されている。 ・管理試料等を用いた日々の精度管理が、フローサイトメーター等の仕様に基づき適正に行われている。 ③染色体検査、生殖細胞系列遺伝子検査、体細胞遺伝子検査（血液細胞による場合） ・既知検体を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されている。 ・検査の工程毎に、日々、検査精度のチェックが行われている。	(□はい □いいえ □該当なし) (□はい □いいえ □該当なし)
(4) 病理学的検査 ①病理組織検査、細胞検査、免疫組織化学検査 ・既知標本を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されている。 ・検査の目的に応じて、試薬、固定液及び染色液等が適切に用いられているかの確認が適時行われている。 ・検査依頼所に不明確な点があれば、委託元に直接問い合わせをするなどの確認が行われている。 ②分子病理学的検査 ・既知標本を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されている。 ・検査の目的に応じて、試薬が適切に用いられているかの確認が適時行われている。 ③体細胞遺伝子検査（血液細胞によらない場合） ・既知標本を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されている。 ・検査の工程毎に、日々、検査精度のチェックが行われている。	(□はい □いいえ □該当なし) (□はい □いいえ □該当なし) (□はい □いいえ □該当なし) (□はい □いいえ □該当なし) (□はい □いいえ □該当なし) (□はい □いいえ □該当なし)
(5) 寄生虫学的検査 ・既知標本や学術書を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されている。	(□はい □いいえ □該当なし)
(6) 生化学的検査 ①生化学検査 ・管理試料等を用いて、日々、検査精度のチェックが行われている。 ・管理試料等を用いたチェックは最低約100検体毎に行われている。 ・適宜、関連検査項目との関連チェックが行われている。 ・管理試料等を用いた日々の精度管理が、自動分析装置等の仕様に基づき適正に行われている。 ②尿・糞便等一般検査 ・管理試料等を用いて、日々、検査精度のチェックが行われている。	(□はい □いいえ □該当なし) (□はい □いいえ □該当なし) (□はい □いいえ □該当なし) (□はい □いいえ □該当なし) (□はい □いいえ □該当なし)
【外部精度管理】 ・外部精度管理調査結果の評価を行い、外部精度管理台帳として保管している。 ・外部精度管理を複数参加している。 □日本医師会 □都道府県医師会 □日本臨床検査技師会 □千葉県臨床検査技師会 □その他()	(□はい □いいえ □該当なし) (□はい □いいえ □該当なし)

4 参考

・日本衛生検査所協会への加入

(該当する□をチェック)
(□加入 □未加入)

衛生検査所従事者名簿

衛生検査所名:

年 月 日現在

1 管理者

氏名	住所	資格	免許番号/登録年月日	検査業務	勤務曜日・時間(常勤)	平均出勤日数/月
			年 月 日	有・無		日

2 指導監督医

氏名	住所	資格	免許番号/登録年月日	雇用	勤務曜日・時間(常勤)	平均出勤日数/月
		医師	年 月 日	常勤・非常勤		日
非常勤の場合、本務を記入:						

3 精度管理責任者

氏名	住所	資格	免許番号/登録年月日	雇用	勤務曜日・時間(常勤)	平均出勤日数/月
			年 月 日	常勤・非常勤		日
非常勤の場合、本務を記入:						

4 検査業務従事者 (1の管理者を除く)

担当検査	氏名	資格	免許番号	免許取得年月日	雇用	勤務曜日・時間
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	

・担当検査業務は、微生物学的検査・血清学的検査・血液学的検査・病理学的検査・寄生虫学的検査・生化学的検査・血清分離のみの別

関連施設の概要

	名称	都道府県名	市町村名	微生物学的検査	血清学的検査	血液学的検査	病理学的検査	寄生虫学的検査	生化学的検査	血清分離のみ	R-1の使用
本社											
衛生検査所											
営業所											

合計
 衛生検査所数 : () 施設
 営業所数 : () 施設

以下の書類を添付してください。

- 衛生検査所の組織図
- 検査機器の配置図及び検査機器一覧表
- 検査案内書（3冊）

その他

- 記入しきれない場合はA4用紙にて追加してください。
- その他、貴衛生検査所について特記事項等ございましたら、下記にご記入ください。

衛生検査所の概況書

年 月 日現在

衛生検査所名		
衛生検査所住所		
電話	FAX	メール
開設者氏名		
開設者住所		
登録年月日	年 月 日	(最終)変更登録年月日 年 月 日

1 検査内容と面積

検査分類	検査内容 (該当欄に○を記入)	面積 (該当面積を記入)
微生物学的検査	細菌培養同定検査	m ²
	薬剤感受性検査	
免疫学的検査	免疫血液学検査	m ²
	免疫血清学検査	
血液学的検査	血球算定・血液細胞形態検査	m ²
	血栓・止血関連検査	
	細胞性免疫検査	
病理学的検査	病理組織検査	m ²
	免疫組織化学検査	
	細胞検査	
	分子病理学的検査	
生化学的検査	生化学検査	m ²
	免疫化学検査	
	血中薬物濃度検査	
尿・糞便等一般検査	尿・糞便等検査	m ²
	寄生虫検査	
遺伝子関連・染色体検査	病原体核酸検査	m ²
	体細胞遺伝子検査	
	生殖細胞系列遺伝子検査	
	染色体検査	
血清分離のみ		m ²
	事務室	m ²
	その他	m ²
	総面積	m ²

2 検査業務の状況

検査分類	受託件数※	再委託件数※	主な委託先 (上位2施設程度)
微生物学的検査			
免疫学的検査			
血液学的検査			
病理学的検査			
生化学的検査			
尿・糞便等一般検査			
遺伝子関連・染色体検査			
血清分離のみ			

※1ヶ月平均件数

医療機関以外からの受託状況 (上位3施設程度)

3 精度管理

(該当する□をチェック)

【共通項目】	
・形態学的検査、画像認識による検査、パターン認識による検査についての研修が重点的に行われている。	(□はい □いいえ □該当なし)
・検査項目ごとにX-R 管理図を作成するなど、諸種の統計学的精度管理を実施している。	(□はい □いいえ □該当なし)
・検体の取違えなど検査過誤に関する事項を記録し、保管している。	(□はい □いいえ □該当なし)
・日々、検査・測定作業の開始に当たっては、機器及び試薬に必要な校正を行っている。	(□はい □いいえ □該当なし)
・精度管理に用いる物質及び試料標準物質は、用法に従い適切な方法で使用している。	(□はい □いいえ □該当なし)
・定期的な内部ブラインド調査等による内部監査システムを確立している。	(□はい □いいえ □該当なし)
・外部精度管理調査を受けている。	(□はい □いいえ □該当なし)
・都道府県衛生研究所及び大学病院等の機関と定期的にクロスチェックを行っている。	(□はい □いいえ □該当なし)
・統計学的精度管理台帳が作成されている。	(□はい □いいえ □該当なし)
・統計学的精度管理台帳は常時活用できる体制となっている。	(□はい □いいえ □該当なし)

<p>・外部精度管理台帳が作成されている。</p>	(□はい □いいえ □該当なし)
<p>【検査分類ごとの項目】</p> <p>(1) 微生物学的検査</p> <p>①細菌培養同定検査、薬剤感受性検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理試料等を用いて染色技術を含め月1回以上検査担当者の技能を評価している。 定期的には又はロットごとに、管理試料等を用いて、培地等（感受性ディスク、試薬等も含む。）の活性が調査されている。 定期的に染色液の確認が行われている。 	<p>(□はい □いいえ □該当なし)</p> <p>(□はい □いいえ □該当なし)</p> <p>(□はい □いいえ □該当なし)</p>
<p>(2) 免疫学的検査</p> <p>①免疫血液学検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理試料等を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されている。 管理試料等を用いて、日々、免疫血液学検査の試薬の性能が調べられている。 適宜、関連検査項目との関連チェックが行われている。 <p>②免疫血清学検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理試料等を用いた日々の精度管理が、自動免疫測定装置等の仕様に基づき適正に行われている。 適宜、関連検査項目との関連チェックが行われている。 	<p>(□はい □いいえ □該当なし)</p>
<p>(3) 血液学的検査</p> <p>①血球算定・血液細胞形態検査、血栓・止血関連検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理試料等を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されている。 管理試料等を用いて、日々、血液学的検査の試薬の性能が調べられている。 適宜、関連検査項目との関連チェックが行われている。 管理試料等を用いた日々の精度管理が、自動血球計数器や血液凝固検査装置等の仕様に基づき適正に行われている。 <p>②細胞性免疫検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理試料等を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されている。 管理試料等を用いた日々の精度管理が、フローサイトメーター等の仕様に基づき適正に行われている。 	<p>(□はい □いいえ □該当なし)</p>
<p>(4) 病理学的検査</p> <p>①病理組織検査、免疫組織化学検査及び細胞検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 既知標本を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されている。 検査の目的に応じて、試薬、固定液及び染色液等が適切に用いられているかの確認が適時行われている。 検査依頼所に不明確な点があれば、委託元に直接問い合わせをするなどの確認が行われている。 <p>②分子病理学的検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 既知標本を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されている。 検査の目的に応じて、試薬が適正に用いられているかの確認が適時行われている。 	<p>(□はい □いいえ □該当なし)</p>
<p>(5) 生化学的検査</p> <p>①生化学検査、免疫化学検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理試料等を用いて、日々、検査精度の確認が行われている。 適宜、関連検査項目との関連チェックが行われている。 管理試料等を用いた日々の精度管理が、自動分析装置等の仕様に基づき適正に行われている。 <p>②血中薬物濃度検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理試料等を用いて、日々、検査精度の確認が行われている。 適宜、関連検査項目との関連チェックが行われている。 管理試料等を用いた日々の精度管理が、分析装置等の仕様に基づき適正に行われている。 	<p>(□はい □いいえ □該当なし)</p>
<p>(6) 尿・糞便等一般検査</p> <p>①尿・糞便等検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理試料等を用いて、日々、検査精度の確認が行われている。 <p>②寄生虫検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 既知標本や学術書を用いて月1回以上検査担当者の技能を評価している。 	<p>(□はい □いいえ □該当なし)</p> <p>(□はい □いいえ □該当なし)</p>
<p>(7) 遺伝子関連・染色体検査</p> <p>①病原体核酸検査、体細胞遺伝子検査、生殖細胞系列遺伝子検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 既知検体又は既知標本を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されている。 検査の工程ごとに、日々、検査精度の確認が行われている。 外部精度管理調査を受け、又は当該施設以外の1以上の遺伝子関連・染色体検査の業務を行う医療機関、衛生検査所等と連携してそれぞれが保管し、若しくは保有する検体を用いるなどして、遺伝子関連・染色体検査の精度について相互に確認を行うよう努めている。 	<p>(□はい □いいえ □該当なし)</p> <p>(□はい □いいえ □該当なし)</p> <p>(□はい □いいえ □該当なし)</p>

4 参考

・日本衛生検査所協会への加入

(該当する□をチェック)
(□加入 □未加入)

衛生検査所従事者名簿

衛生検査所名:

令和元年 月 日現在

1 管理者

氏名	住所	資格	免許番号/登録年月日	検査業務	勤務曜日・時間(常勤)	平均出勤日数/月
			年 月 日	有・無		日

2 指導監督医

氏名	住所	資格	免許番号/登録年月日	雇用	勤務曜日・時間(常勤)	平均出勤日数/月
		医師	年 月 日	常勤・非常勤		日
非常勤の場合、本務を記入:						

3 精度管理責任者

氏名	住所	資格	免許番号/登録年月日	雇用	勤務曜日・時間(常勤)	平均出勤日数/月
			年 月 日	常勤・非常勤		日
非常勤の場合、本務を記入:						

4 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者

氏名	住所	資格	免許番号/登録年月日	雇用	勤務曜日・時間(常勤)	平均出勤日数/月
			年 月 日	常勤・非常勤		日
非常勤の場合、本務を記入:						

衛生検査所従事者名簿

衛生検査所名:

年 月 日現在

5 検査業務従事者 (1の管理者を除く)

担当検査	氏名	資格	免許番号	免許取得年月日	雇用	勤務曜日・時間
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	
					常勤・非常勤	

・担当検査業務は、微生物学的検査・血清学的検査・血液学的検査・病理学的検査・寄生虫学的検査・生化学的検査・血清分離のみの別

関連施設の概要

名称	都道府県名	市町村名	微生物学的検査	免疫学的検査	血液学的検査	病理学的検査	生化学的検査	尿・糞便等一般検査	遺伝子関連・染色体検査	血清分離のみ	R-1の使用
本社											
衛生検査所											
営業所											

合計
 衛生検査所数 : () 施設
 営業所数 : () 施設

以下の書類を添付してください。

- 衛生検査所の組織図
- 検査機器の配置図及び検査機器一覧表
- 検査案内書（3冊）

その他

- 記入しきれない場合はA4用紙にて追加してください。
- その他、貴衛生検査所について特記事項等ございましたら、下記にご記入ください。

衛生検査所立入検査結果表

千葉市保健所

年 月 日調査

名 称		登 録 番 号	千保第 号
開 設 者 名		所 在 地	〒
立入検査人員▼ (うち精度管理 専門委員数)	(人)	持込既知検 体・既知標本	

項目 番号	項目	適否	未調査	非該当	不適合事項及び指示内容
1	管理組織の基準に関する事項				
1-1	管理者	適:否			
1-2	指導監督医	適:否			
1-3	精度管理責任者	適:否			
1-4	遺伝子関連・染色体検査の 責任者	適:否			
1-5	職員	適:否			
1-6	職員の研修等	適:否			
1-7	組織運営規程	適:否			
1-8	情報セキュリティとリスク管理	適:否			
1-9	営業所	適:否			
1-10	登録・届出				
2	構造設備の基準に関する事項				
2-1	検査用機械器具	適:否			
2-2	検査室	適:否			
2-3	防じん及び防虫設備	適:否			
2-4	廃水及び廃棄物処理設備	適:否			
2-5	消毒設備	適:否			
3	検査業務に関する事項				
3-1	検査案内書	適:否			
3-2	検体の受領	適:否			
3-3	検体の搬送	適:否			
3-4	検体の受付及び仕分	適:否			
3-5	血清分離	適:否			
3-6	試薬	適:否			
3-7	検査機器等の保守管理	適:否			
3-8	検査・測定技術の標準化	適:否			
3-9	検体の保管、返却、廃棄	適:否			
3-10	委託元との情報連携の確認	適:否			
4	検査精度の向上に関する事項				
4-1	検査精度の向上	適:否			
4-2	微生物学的検査	適:否			
4-3	免疫学的検査	適:否			
4-4	血液学的検査	適:否			
4-5	病理学的検査	適:否			
4-6	生化学的検査	適:否			
4-7	尿・糞便等一般検査	適:否			
4-8	遺伝子関連・染色体検査				
5	検査外部委託に関する事項				
	検査外部委託	適:否			
6	検査結果の報告に関する事項				
6-1	検査結果の報告	適:否			
6-2	問合わせ・苦情処理	適:否			
7	その他				
7-1	各種書類の作成	適:否			
7-2	職員の健康管理	適:否			
7-3	広告	適:否			

- (注) 1. 「適:否」、「未調査」、「非該当」欄はいずれかの欄に○印を付すこと。
 2. 「不適合事項及び指示内容」欄は別葉としても差し支えない。

衛生検査所立入検査結果表

千葉市保健所

年 月 日調査

名 称		登 録 番 号	千保第 号
開 設 者 名		所 在 地	〒
立入検査人員▼ (うち精度管理 専門委員数)	(人)	持込既知検 体・既知標本	

項目 番号	項目	適否	未調査	非該当	不適合事項及び指示内容
1	構造設備に関する基準				
1-1	使用室	適:否			
1-2	貯蔵施設	適:否			
1-3	貯蔵容器・運搬容器	適:否			
1-4	廃棄施設	適:否			
2	管理に関する基準	適:否			
2-1	管理者	適:否			
2-2	注意事項の掲示	適:否			
2-3	施設・器具	適:否			
2-4	管理区域	適:否			
2-5	敷地の境界の防護				
2-6	検査従事者等の被ばくの 防止				
2-7	取扱者の遵守事項	適:否			
2-8	測定と記録の保存	適:否			
2-9	検体検査用放射性同位元 素を備えなくなったときの措 置	適:否			
2-10	事故発生時の対応	適:否			
2-11	届出	適:否			
2-12	健康診断				

- (注) 1. 「適:否」、「未調査」、「非該当」欄はいずれかの欄に○印を付すこと。
2. 「不適合事項及び指示内容」欄は別葉としても差し支えない。